

令和 6 年度集団指導 【相談系サービス】

川口市 福祉監査課 指導第 1 係

目次

- ◆基本報酬の見直し
- ◆主任相談支援専門員配置加算の拡充
- ◆地域体制強化協働支援加算の見直し
- ◆医療・保育・教育機関等連携加算の拡充
- ◆集中支援加算の拡充
- ◆要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、
精神障害者支援体制加算の見直し
- ◆高次脳機能障害支援体制加算の創設
- ◆ICTの活用等についての加算の見直し
(初回加算、集中支援加算、居宅介護事業所等連携加算、
保育・教育等移行支援加算)

基本報酬の見直し

報酬区分
機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）
機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅱ）
機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅲ）
機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅳ）
（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）
（継続）サービス利用支援費（Ⅱ）

要件の追加

※（継続）サービス利用支援費（Ⅱ）以外は基本報酬引き上げ

【機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定する場合に追加された要件】

- ①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取り組みを実施していること。
- ②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。（複数事業所が協働で体制を確保する場合。）

基本報酬の見直し

追加された要件

- ①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取り組みを実施していること。
- ②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。（複数事業所が協働で体制を確保する場合。）

※令和7年3月31日までの間の経過措置

機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定していた事業所については令和7年3月31日まで①及び②の要件を満たしているものとする。

※令和9年3月31日までの間の取り扱い

- ②の要件について：市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることで足りる。
- ③の要件について：市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りる。

主任相談支援専門員配置加算の拡充

【変更点】新たな区分を創設し、該当する事業所をさらに評価する。

【旧】

主任相談支援専門員配置加算

- ・相談支援従事者主任研修を修了している常勤かつ専従の相談支援専門員（主任相談支援専門員）を1名以上配置すること
- ・その旨を公表すること
- ・当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のため指導、助言を実施している場合

移行

【新】

主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 創設

- ・ **地域の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であること**
- ・主任相談支援専門員を当該事業所に1名以上配置すること
- ・その旨を公表すること
- ・当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者**及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合**

主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）

地域体制強化共同支援加算の見直し

【変更点】 算定要件について、対象となる事業所を追加する。

【旧】

- ・ 地域生活支援拠点等であることを運営規程で定めている事業所



【新】

- ・ 地域生活支援拠点等であることを運営規程で定めている事業所
又は
・ **地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に参画している事業所**

【対象となる事業所が以下の内容を実施した場合に算定】

利用者等の同意を得て、利用者に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明・指導を行った上で、自立支援協議会に対し、文書より当該説明・指導の内容等を報告した場合

新たに加わった要件の取り扱いについて（令和9年3月31日まで）

市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りる。

医療・保育・教育機関等連携加算の拡充

【変更点】 指定継続サービス利用支援時にも加算の算定を可能とする。

加算の対象となる業務を追加する。連携の対象に訪問看護事業所を加える。

【旧】

福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報を受け、指定サービス利用支援を行った場合。



【新】

指定（**継続**）サービス利用支援を実施する月に次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算。

- ①福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。）の職員との面談等を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで以下を行った場合
 - i 指定サービス利用支援
 - ii **指定継続サービス利用支援**
- ②**利用者が通院するにあたり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合**
※算定回数は、月3回、同一の病院等については月1回を限度。
- ③**福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。）からの求めに応じて、利用者に関する情報提供を行った場合**
※病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度。

医療・保育・教育機関等連携加算の拡充

指定（継続）サービス利用支援を実施する月に次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算。

- ①福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。）の職員との面談等を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで以下を行った場合
- i 指定サービス利用支援
 - ii 指定継続サービス利用支援

- ②**利用者が通院するにあたり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合**
※算定回数は、月3回、同一の病院等については月1回を限度

☞ただ通院に同行するだけでは算定できない点に注意してください。

- ③**福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。）からの求めに応じて、利用者に関する情報提供を行った場合**
※病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度

☞対象となる福祉サービス等提供機関は、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関を意味します。この加算においては、障害福祉サービス等の提供機関は含まれない点に注意してください。

☞サービス担当者会議にて情報提供を行った場合も算定可能ですが、当該職員が会議に出席（オンライン含む）により行われた場合に限りしますので、注意してください。

集中支援加算の拡充

【変更点】 加算の対象となる業務を追加する。連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

【要件】

対象者がサービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に算定することが可能。

☞テレビ電話等装置を活用した面接も含めることができるようになりました。

①障害福祉サービスの利用に関して、利用者の求めに応じ、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合

②利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合

③障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合

業務の追加

④**利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合**

※算定回数は、月3回、同一の病院等については月1回を限度。

⑤**福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合**

※病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。

要医療児者支援体制加算の見直し

【変更点】

専門員を配置し、実際に対象となる利用者がいて、相談支援を行っている場合にさらに評価するため、新たな区分（Ⅰ）を創設。

【旧】

要医療児者支援体制加算

- ・ 医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修（※）を修了している常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・ その旨を公表していること

移行

【新】

創設

要医療児者支援体制加算（Ⅰ）

- ・ 医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修（※）研修を修了している常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・ その旨を公表していること



- ・ 医療的ケア児者に対して現に計画相談支援を行っていること

要医療児者支援体制加算（Ⅱ）

※医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずる研修

行動障害支援体制加算の見直し

【変更点】

専門員を配置し、実際に対象となる利用者がいて、相談支援を行っている場合にさらに評価するため、新たな区分（Ⅰ）を創設。

【旧】

行動障害支援体制加算

- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・その旨を公表していること

移行

【新】

行動障害支援体制加算（Ⅰ） **創設**

- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・その旨を公表していること



- ・ **対象児者に対して現に計画相談支援を行っていること**

行動障害支援体制加算（Ⅰ）を算定する場合の対象児者について強度行動障害児者（障害支援区分3以上かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者又は児基準の合計点数が20点以上である児）が対象

行動障害支援体制加算（Ⅱ）

精神障害者支援体制加算の見直し

【変更点】

専門員を配置し、実際に対象となる利用者がいて、相談支援を行っている場合にさらに評価するため、新たな区分（Ⅰ）を創設。

【旧】

- ・精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修（※）を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・その旨を公表していること

移行

※精神障害関係従事者養成研修事業、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修、その他これに準ずる研修

【新】

精神障害者支援体制加算（Ⅰ） **創設**

- ・精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修（※）を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること
 - ・その旨を公表していること
- +
- ・**精神障害児者に対して現に計画相談支援を行っていること**
 - ・**病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制を構築していること**

対象児者の確認方法について

- ・医師の診断文書（例：診断書、診療情報提供書）
- ・医師の診断が明確に確認できる看護サービス、リハビリテーション計画等
- ・精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証

精神障害者支援体制加算（Ⅱ）

高次脳機能障害支援体制加算の創設

高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）

- ・ 高次脳機能障害支援者養成に関する研修（※）を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・ その旨を公表していること
- ・ 高次脳機能障害を有する利用児者に対して現に計画相談支援を行っていること

高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）

- ・ 高次脳機能障害支援者養成に関する研修（※）を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・ その旨を公表していること

※「高次脳機能障害支援要請研修の実施について」に基づき都道府県が実施する研修、これに準ずる研修

対象児者の確認方法について

- ・ 医師の診断文書（例：診断書、診療情報提供書）
- ・ 医師の診断が明確に確認できる場合の看護サービス、リハビリテーション計画等

行動障害支援体制加算（Ⅰ）・精神障害者支援体制加算（Ⅰ）・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の算定にあたって複数の加算の要件にある研修の修了者が、複数の加算の算定要件に該当する利用者の支援を行った場合の算定について

- ☞ 研修修了者と対象者となる利用者がそれぞれ1名のみである場合、いずれか一つの加算を選択する。
- ☞ 算定しなかった加算は（Ⅱ）の区分で算定することができる。

ICTの活用等についての加算の見直し

＜該当となる加算＞

初回加算

集中支援加算

居宅介護支援事業所等連携加算

保育・教育等移行支援加算

【旧】

利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに追加する。

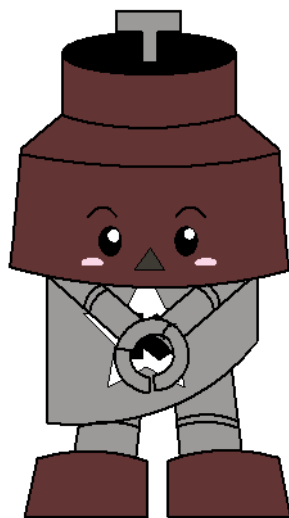


【新】

利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（**テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し面接することを要する。**）は、当該面接をした月分の単位数をさらに追加する。

☞ 必要な面接のすべてをテレビ電話装置等を使用した面接とすることはできず、月に1回は居宅等への訪問での面接が必要であることに注意してください。

横断的事項の動画も是非ご覧ください。
ご視聴ありがとうございました。



川口市のマスコット「きゅぼらん」